「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」の内閣総理大臣決定 に寄せて

本日、「休眠預金等交付金に係る資金に関する基本方針」が策定された。これは休眠預金等に係る資金を民間公益活動の促進に活用するという本制度の運用において、根幹をなすものである。基本方針案の検討に当たっては、私が会長を務める休眠預金等活用審議会において、昨年 5 月以来、ヒアリングや地方公聴会等、幅広い方々の意見をうかがいながら 12 回にわたり集中的に議論を行ってきた。

日本は、少子化、高齢化、活力ある地域づくりなど、多種多様でかつ複雑化した課題を世界の中でいち早く経験する「課題先進国」である。こうした課題に対し、公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組や、革新性が高い民間公益活動に対し、休眠預金等に係る資金による支援を行うことで解決を図りたい。また、将来的には、社会の諸課題を解決していくための自律的かつ持続的な仕組みの構築を目指している。

本制度は我が国では前例のない、いわゆる「社会実験」である。しかも、民間公益活動を行う団体及びそれに対する支援能力を有する組織や人材が乏しいなど、民間公益活動そのものが未だ発展途上にあるという我が国の現状に鑑みれば、本制度は様々な意味で、試行錯誤しながらのスタートになるであろう。しかし、その試行錯誤の積み重ねを通じて得られた知識を蓄積し、適切に動員すれば、ほとんどの課題は克服できるようになると確信している。

もちろんそれは容易なことではない。本制度の中枢を担う指定活用団体において、資金分配団体や民間公益活動を行う団体と協働して、民間公益活動の取組に関する情報を収集・蓄積し、横断的かつ具体的に分析し、構造化された知識として整理した上で、実装可能な形で共有することができる知識環境を構築しなければならない。

こうした取組を通じ、社会課題を解決していくための自律的かつ持続的な仕組みを構築していくことができれば、様々な主体が、分野の垣根を越えて自律的に公益活動に参画し、変革のうねりが大きく広がっていくであろう。すなわち、ソーシャルイノベーションのエコシステムが育まれる。それによって、「課題先進国」日本が「課題解決先進国」となるとともに、フロントランナーとして、希望ある未来社会の姿を世界に示すことができるものと期待している。

平成30年3月30日 休眠預金等活用審議会 会長 小宮山 宏

